平成２４年（フ）第４１１号
茨城県水戸市内原町1411番地の２
債務者　大政こと　鈴木　正美
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４１２号
茨城県水戸市内原町1411番地の２
債務者　鈴木　悦子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４４０号
茨城県小美玉市小川12番地24
債務者　大塚　正夫
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１８５号
滋賀県近江八幡市浅小井町444番地
債務者　吉井　雅子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１０５０号
京都市伏見区納所町556番地２　グローバル淀405号
債務者　三木　祥代
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２７号
京都府向日市向日町北山74番地　向日台第12棟405
債務者　前川　　宏
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８３号
京都市中京区大宮通六角下る六角大宮町205番地　デトムーワン四条大宮　304号室
債務者　近藤　　賢
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５２８号
兵庫県姫路市辻井６丁目17番28号ソフィア辻井405
債務者　小坂　美穂（旧姓松長）
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５３５号
兵庫県加古川市新神野７丁目３番３―104号
債務者　高橋美峰香
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５３８号
兵庫県姫路市花影町１丁目23番地花影中村コーポ405号室
債務者　白石　康弘
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６８７号
広島県安芸郡府中町大通１丁目１番14―402号
債務者　前田　美香
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９０号
広島市中区住吉町１番１―501号
債務者　岡田　有加
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０９４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋325番地７レジデンス内橋206号
債務者　田村　徳子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３０３号
福岡県久留米市山川追分１丁目２番18号　エステート岩永102号
債務者　笠　　忍
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８２号
福岡県柳川市上宮永町400番地８
債務者　北島　　誠
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第５１３号
熊本県上益城郡御船町大字辺田見699番地、前住所熊本市新町１丁目４番17号
債務者　吉澤　舞亜
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６３０号
熊本市中央区新屋敷１丁目10番３号　髙谷アパート301号、住民票上の住所熊本市中央区大江１丁目３番８号
債務者　宮本　理香
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係